

2012年11月2日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第240号）

商務部、 外商投資の持分出資に係る規定を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は2012年9月21日付で、『商務部の外商投資企業に係る持分出資についての暫定規定』（商務部令2012年第8号、以下『暫定規定』という）を公布しました。国内外の投資家が持分出資で外商投資企業の設立や持分変更を行う場合に適用される規定で、2012年10月22日より施行されています。

中国における持分出資は、国家工商行政管理総局が2009年1月に『持分出資登記管理弁法』（国家工商行政管理総局令第39号、以下『39号令』という）を公布し、工商行政管理部門における手続について明確化を図りました。『39号令』の施行に伴い、外国投資家が既存投資先の持分を投資性会社に集約する業務（いわゆる「傘下化」）を進める際、この『39号令』に基づいて手続が行われてきました。しかし、『39号令』はすべての国内企業を対象とした一般規定であり、外商投資企業に関する手続については商務主管部門による審査・批准も必要となるため、実務上、不明確な部分が残されていました。

この点につき、商務部は2011年5月、『外商投資企業に係る持分出資についての管理弁法（意見募集草案）』を発表。外商投資企業が関係する持分出資業務に対して規範化を図る姿勢を示しました。この度、草案が『暫定規定』として正式に公布されたことにより、外商投資企業が関係する持分出資における商務主管部門の手続について明確化が図られたこととなります。

しかし、持分出資、特に投資性公司による傘下化業務については、税務手続上、明確さに欠ける部分もあるため、実際に手続を行う場合は関係当局の意向に留意した上、慎重に実務を進める必要があります。

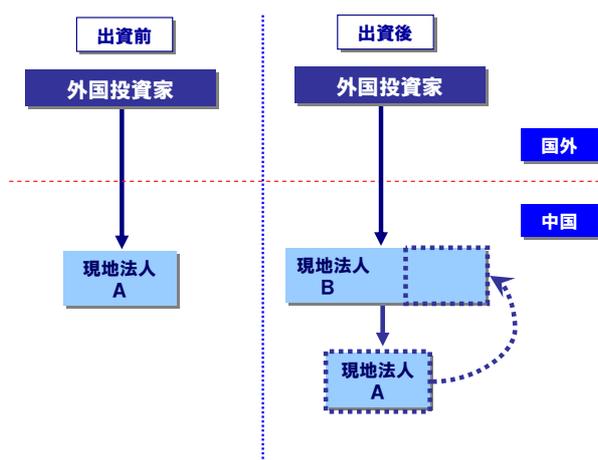
□ 持分出資の定義、前提条件

『暫定規定』は、中国国内外の投資家（以下、「持分出資者」という）が中国国内企業（以下、「持分企業」という）の持分で出資し、外商投資企業（以下、「投資先企業」という）を設立または持分変更する際に適用され（第2条）、以下の状況が含まれます。

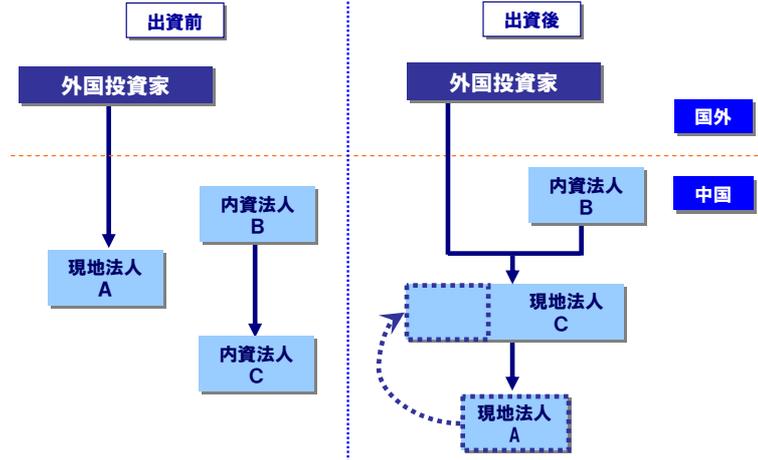
- (1) 外商投資企業を新規に設立すること
- (2) 増資によって非外商投資企業を外商投資企業に変更すること
- (3) 増資によって外商投資企業の持分に変更を発生させること

例えば図表1のように、外国投資家が中国法人Aの出資持分を利用して、現地法人Bを設立するケースなどが上記(1)の状況に該当します。

【図表1】外国投資家が中国法人Aの出資持分を利用して、現地法人Bを設立する場合

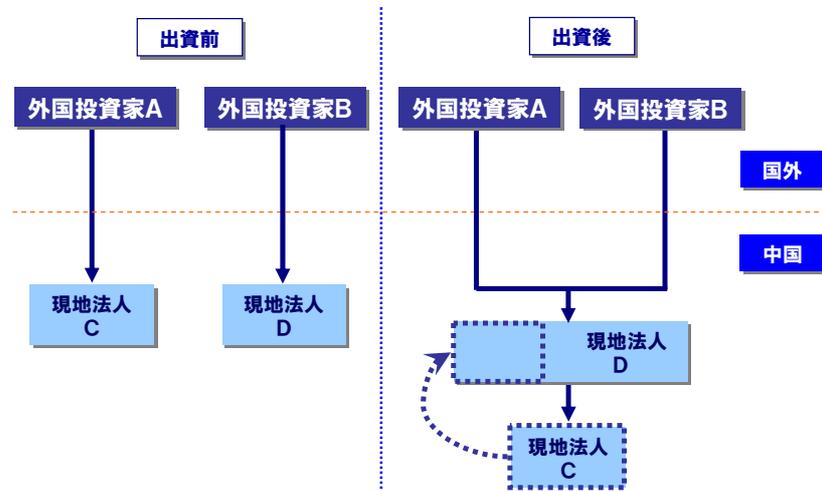


【図表2】外国投資家が現地法人Aの出資持分を利用して内資法人Cの増資を引き受け、外商投資企業を設立する場合



図表2のように、外国投資家が現地法人Aの出資持分を利用して内資法人Cの増資を引き受け、外商投資企業を設立するケースなどが上記(2)の状況に該当します。また、図表3のように、外国投資家Aが現地法人Cの出資持分を利用して外国投資家Bの現地法人Dの増資を引き受けるケースなどが、上記(3)の状況に該当します。

【図表3】外国投資家Aが現地法人Cの出資持分を利用して外国投資家Bの現地法人Dの増資を引き受ける場合



(『暫定規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

出資に使用する持分は、「権利帰属が明確で、権能が完全であり、法に基づき譲渡可能でなければならない」とされています(第4条)。また、持分が以下の状況にある場合は、出資に使用できません。

- ✓ 持分企業の登録資本金が全額払い込まれていない場合
- ✓ 持分が質権設定されている場合
- ✓ 持分が法に基づき凍結されている場合
- ✓ 持分企業の定款(契約)に持分を譲渡してはならないと約定している持分
- ✓ 前年度の合同年度検査に参加していないか、合格していない外商投資企業の持分
- ✓ 不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業の持分
- ✓ 法律、行政法規または国务院の決定が、持分譲渡について報告し、批准を受けなければならないと規定しているにもかかわらず、批准を受けていない場合
- ✓ 法律、行政法規または国务院の決定が、譲渡してはならないと規定しているその他の状況

出資に使用する持分は、国内評価機関による評価を受けなければなりません（第6条）が、実際の出資に当たっては、当事者間の合意により持分価額金額と持分出資金額を設定できます。持分価額金額は持分出資の取引額を指し、持分出資金額はこのうち登録先企業の資本金に算入する金額を指します（第7条、図表4参照）。

【図表4】持分出資に関する用語の定義

持分評価額	評価機関による持分の評価金額
持分価額金額	当事者間の合意による持分出資の取引額（持分評価額との大幅な乖離は認められない可能性あり）
持分出資金額	持分価額金額のうち、投資先企業の登録資本に算入する金額（持分価額金額が上限）

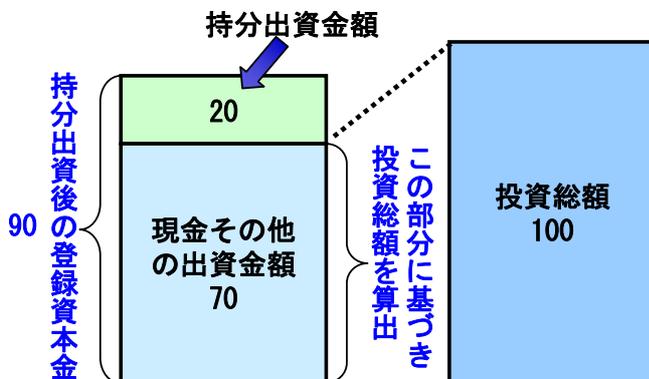
（『暫定規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

持分価額金額の決定については、第7条に「持分評価の基礎のもと」とあることや、『会社法』第27条に「出資する非通貨財産は評価して価格を決め、財産を確認しなければならず、過大評価または過小評価して価格を決めてはならない」とあることから、持分評価額から著しく乖離した持分価額金額を設定した場合、当局の認可を得られない可能性があります。

持分出資後の投資先企業の登録資本金は、従来の資本金に持分出資金額を加算した額となりますが、持分出資金額とその他の非通貨財産による出資額は、登録資本金の70%を超えてはならないと規定し、『会社法』等の関連規定との整合性を図っています（第8条）。

一方、投資総額の算出について、『暫定規定』は「投資先企業の対外債務登記および輸入免税限度額の手続を取り扱うとき、投資先企業の持分出資を控除した部分の登録資本により確定した投資総額に基づき査定する」（第18条）として

【図表5】持分出資後の投資先企業の資本金と投資総額



（『暫定規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

として、弊社が商務部にヒアリングしたところ、これは持分出資金額に対して投資総額を設定できないことを意味しているとの回答があり、外商投資企業の投差の金額にも影響するとみられるため、留意が必要です¹（図表5参照）。

また、投資性会社については、登録資本金が3,000万~1億米ドルの場合には登録

資本金の4倍以内の対外債務登記枠が、登録資本金が1億米ドル以上の場合には登録資本金の6倍以内の対外債務登記枠が設定可能となっていますが、投資性会社の登録資本金に持分出資が含まれる場合も、上述の規定に基づき、登録資本金から持分出資額を差し引いた上、対外債務登記枠を算出する必要があるものと推察されます。

なお、持分出資に当たっては、当然ながら外商投資関連の法律・法規を遵守しなければなりません。投資先企業と持分企業、および両企業が直接的、間接的に持分を保有する企業の経営範囲が、『外商投資方向指導規定』や『外商投資産業指導目録』等の関連規定に合致していない場合は、事前にその資産や業務を切り離すか、その持分を譲渡しておかなければなりません（第5条）。

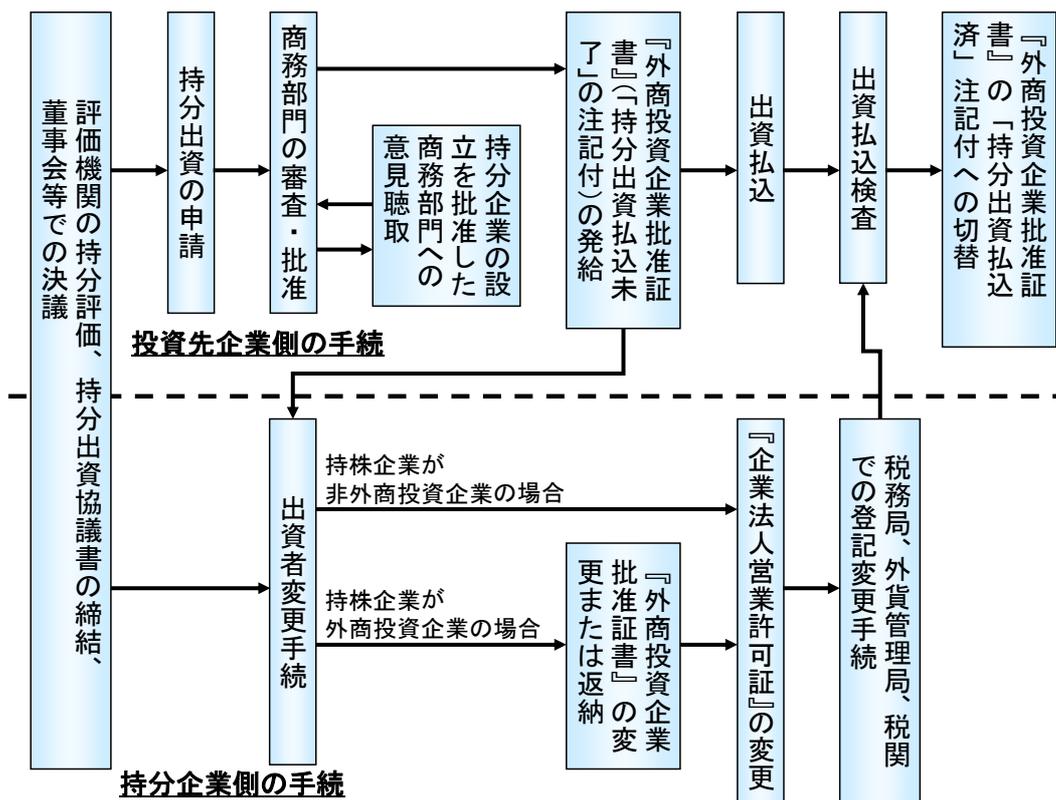
¹ しかし、当該条項の解釈については、商務部の正式な見解を待つ必要があります。

□ 持分出資手続の流れ

持分出資の審査・批准権限を持つのは、商務部または投資先企業所在地の省級商務主管部門です（『暫定規定』第3条）。持分出資に必要な申請書類は以下のとおりです（第10条）。

- ✓ 持分出資申請書および持分出資協議書
- ✓ 持分出資者が出資に使用する持分についての証明書
- ✓ 持分企業の『企業法人営業許可証』（コピー）
- ✓ 持分企業の『外商投資企業批准証書』とそのコピー、合同年度検査の合格証明書類（持分企業が外商投資企業の場合）
- ✓ 評価機関の持分評価報告書
- ✓ 弁護士事務所・弁護士が出資持分と外商投資規定について発行する法律意見書（『暫定規定』第4条、第5条に違反していないかの確認）
- ✓ 外商投資関連法律・法規に基づく企業の設立・変更に関する文書
- ✓ 法律・法規、国务院の決定が持分企業の持分変更に批准を求めている場合、その批准文書
- ✓ 審査・承認機関が提出を要求するその他の文書

【図表6】持分出資手続フロー



(『暫定規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

持分出資の審査過程において、持分企業が投資先企業とは異なる商務部門により設立の批准を受けた外商投資企業の場合、投資先企業所在地の商務部門は持分企業所在地の商務部門に意見を求めなければならず、持分企業所在地の商務部門は20営業日以内に回答しなければなりません（第11条）。なお、持分出資が特定の状況に当たる場合、図表7のように関連規定も適用されるため、留意する必要があります。

【図表 7】 持分出資の特定状況における適用規定

状況	適用される規定
企業の国有資産権や上場企業の国有持分に関係する場合	国有資産管理関連規定——『 <u>企業国有資産権譲渡管理規定</u> 』等
国家の重要産業に関わる場合	『 <u>外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての国务院の通達</u> 』（商務部公告 2011 年第 53 号） ²
国内企業を合併・買収する場合	『 <u>外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定</u> 』（商務部令 2009 年第 6 号）
投資性公司に関わる場合	投資性公司関連規定——『 <u>外商投資による投資性公司設立に関する規定</u> 』（商務部令 2004 年第 22 号）と補充規定（商務部令 2006 年第 3 号）等
持分交換を行う場合	『 <u>外商投資企業に係る投資家の持分変更に関する若干の規定</u> 』（外経貿法発[1997]第 267 号）、『 <u>外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定</u> 』（商務部令 2009 年第 6 号）

（『暫定規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

商務部門の批准を受けた後、投資先企業は備考欄に「持分出資払込未了」と注記の付いた『外商投資企業批准証書』を受領します（第 11 条）。持分出資を実行した後は、通常の増資や持分譲渡と同様に出資払込検査機関による出資払込検査を受け、出資払込検査報告書を発行してもらいます。

一方、持分企業は投資先企業の『外商投資企業批准証書』（注記付）を用意した上で、商務部門にて持分出資者の変更手続きを行います。持分企業が外商投資企業であった場合は、自社（持分企業）の『外商投資企業批准証書』を変更、返納する必要があります（第 12 条、第 13 条）。その後、工商行政管理局、税務局、税関、外貨管理局で登記変更手続きを行わなければなりません（第 14 条）。

持分企業の出資者変更と登記変更手続きが完了した後、投資先企業は備考欄に「持分出資払込済」と注記の付いた『外商投資企業批准証書』への切替手続きを行います。切替手続きに必要な申請書類は以下のとおりです（第 15 条）。

- ✓ 持分企業の持分変更に関する説明書
- ✓ 持分企業の持分変更後の『企業法人営業許可証』とそのコピー
- ✓ 出資払込審査機関が発行した持分出資払込審査証明書
- ✓ 持分企業の『外商投資企業批准証書』とそのコピー（持分企業が引き続き外商投資企業の場合）
- ✓ 外商投資企業の国内再投資に関する省級商務部門の承認回答書（持分企業が非外商投資企業で、経営範囲が『外商投資産業指導目録』の制限類に属する場合）

□ 国内上場企業への持分出資

国内上場企業が絡む持分出資においては、証券取引関連の法律・法規に従う必要があります（第 16 条）。外国投資家が持分出資により、国内上場企業の第三者割当増資を引き受ける場合や株式の協議譲渡を行う場合、『外国投資家の上場会社に対する戦略投資に関する管理弁法』（商務部、中国证券监督管理委员会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局令 2005 年第 28 号）が適用されます。

² 同通達に基づいて行われる安全審査については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 188 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.188.pdf

商務部の審査・批准を経て『原則承認回答書』が発行された後、持分企業は商務部門にて持分出資者の変更に係る審査・批准手続を、工商行政管理局にて登記変更手続を行います。同時に、上場企業は証券取引所にて第三者割当増資または株式譲渡の手続を行い、証券取引決済機関にて名義変更手続を行わなければなりません。

上場企業は取引完了後、商務部で『外商投資企業批准証書』を受領し、工商行政管理局にて登記変更手続を行います。

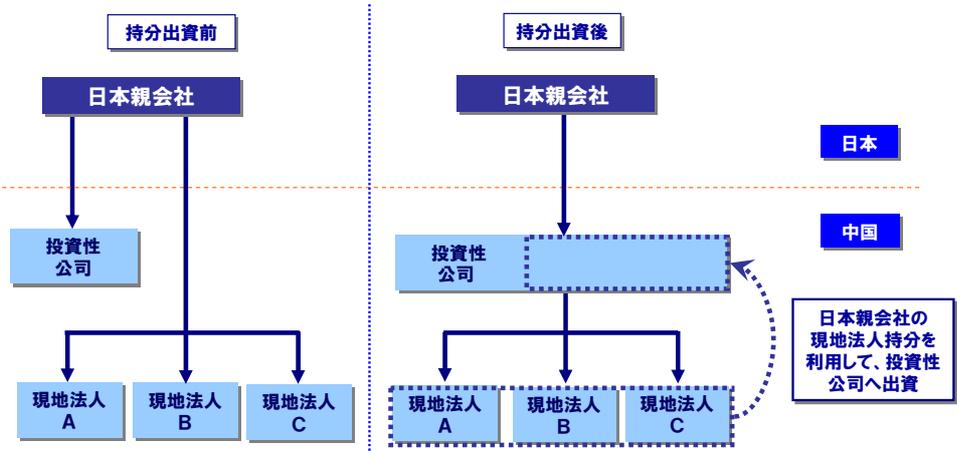
□ 投資性会社の傘下化業務への影響

上述のように、『暫定規定』の規定は、投資性公司による傘下化業務に直結する内容となっています。

例えば図表 8 のように、日本の親会社が投資性公司（『暫定規定』における投資先企業）に中国の既存投資先企業（『暫定規定』における「持分企業」）の持分を集約させる場合、『暫定規定』に基づき商務主管部門で審

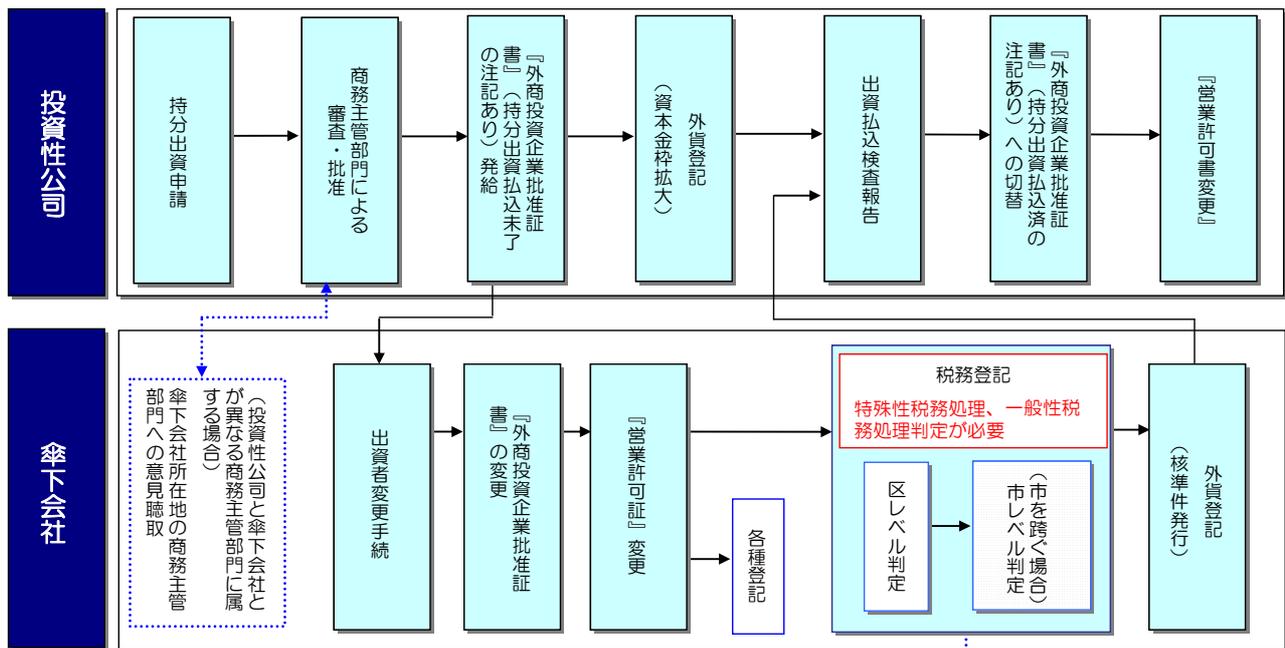
査・批准手続を行う必要があります。ただし、従来は実務上、傘下会社の出資者変更手続等を行った後に投資性公司の増資手続を行っていましたが、『暫定規定』施行後は、まず投資性公司の増資手続を行った後に傘下会社の出資者変更手続等を行う必要があるなど、傘下化に係る手続フローが一部変更されたほか、各関連当局における手続も地域によって異なる可能性が高いため、各許認可手続を進める際には慎重に実務を進める必要があります（上海市の傘下化手続フローについては図表 9 参照）。

【図表 8】投資性会社の傘下化スキーム例（イメージ図）



（関連規定に基づき、中国アドバイザー部作成）

【図表 9】 投資性会社の傘下化手続フロー



注意：手続フローは各関係当局の認可・登記状況などにより変更される可能性があります。
 (関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 待たれる税務手続の明確化

持分出資、特に投資性公司による傘下化業務において現在、最大のネックとなっているのは現物出資時の譲渡課税に関する問題です。

財務省、国家税務総局は 2009 年 4 月、『企業再編業務における企業所得税処理に関する若干の問題についての通達』（財税[2009]59 号、以下、『59 号通達』という）を公布し、企業の組織再編に係る税務処理の明確化を図りました³。『59 号通達』では、以下の条件を満たす場合、「特殊性税務処理」が適用され、税務上、簿価での現物出資が可能となり、譲渡課税は繰延することができると規定しています。

『59号通達』 第5条（特殊性税務処理適用の原則）

- (1) 合理的な商業目的を有し、かつ税金の納付を減少、免除、あるいは遅延させることを主要目的としないこと
- (2) 買収、合併あるいは分割される一部の資産または持分の比率が本規定に規定する比率に合致していること
- (3) 企業が再編後の連続12カ月以内において、再編資産の従来の実質的な経営活動に変更が生じないこと
- (4) 再編取引の対価にかかる持分支払が本規定に規定する比率に合致していること
- (5) 企業再編で、持分支払を取得する旧主要株主は、企業再編後の12カ月以内に取得した持分を譲渡することはできない

³ 『59 号通達』公布後、国家税務総局は再編税制につき、『企業再編業務に係る企業所得税管理弁法』（国家税務総局公告 2010 年第 4 号）を公布したほか、クロスボーダー取引につき、『非居住者企業の持分譲渡所得における企業所得税管理強化に関する通達』（国税函[2009]698 号）を公布し、非居住者に対する課税強化を図っています。

『59号通達』 第6条（持分買収の特殊性税務処理条件）

企業再編が本通達第5条に規定する条件に合致する場合、各取引関係者の取引における持分支払部分は、以下の規定に基づき特殊性税務処理を行うことができる

（略）

- (2) 持分買収について、買収企業が買収する持分が被買収企業の全持分の75%を下回らず、かつ買収企業による、当該持分買収が発生したときの持分支払額が当該取引における支払総額の85%を下回らない場合、以下の規定に基づく処理を選択することができる：
- ① 被買収企業の株主が取得する買収企業の持分の課税基礎は、被買収持分の元の課税基礎に基づき確定する
 - ② 買収企業が取得する被買収企業の持分の課税基礎は、被買収持分の元の課税基礎に基づき確定する
 - ③ 買収企業、被買収企業が保有していた各種資産および負債の課税基礎およびその他の所得税に関連する事項は変わらない

『59号通達』 第7条（クロスボーダー再編条項）

企業に中国国内と国外（香港、マカオ、台湾を含む）の間における持分および資産買収取引が発生する場合、本通達第5条に規定する条件に合致するほかに、同時に以下のいずれかの条件にも合致して、はじめて特殊性税務処理規定を選択適用することができる。

- (1) 非居住者企業がその100%直接支配している他の非居住者企業に、その保有している居住者企業の持分を譲渡し、それによって、今後の持分譲渡に関わる企業所得税源泉徴収負担が変わらず、かつ譲渡側の非居住者企業が主管税務機関に対して所有する譲受側の非居住者企業の持分を3年以内（3年を含む）は譲渡しない旨を書面で誓約した場合。
- (2) 非居住者企業が100%直接支配している居住者企業に、その保有している他の居住者企業の持分を譲渡した場合。
- (3) 居住者企業が保有する資産あるいは持分を用いて、その100%直接支配する非居住者企業に対して投資を行った場合。
- (4) 財政部、国家税務総局が認可するその他の状況。

一方、上述の条件を満たすことができない場合、「一般性税務処理」が適用され、税務上、時価での現物出資となり、譲渡課税が発生します。

しかし現在、上述の「特殊性税務処理」の適用条件を満たしているにも関わらず、「特殊性税務処理」の許可が取得できないケースがあるなど、手続上、大きな懸念材料となっています。このため、投資性会社の傘下化業務など、持分出資を実施する場合、税務当局の意向を確認した上で慎重に実務を進める必要があります。

*

日系企業にとって中国市場の重要性が高まる中、既存の中国投資先の処理・活用が課題として挙がっており、その解決方法の1つとして、中国における統括会社の設立、統括会社の持株会社化が検討されるケースが多くなってきています。こうした状況下、税務上の手続に明確さが欠けるものの、『暫定規定』によって商務主管部門における持分出資手続の明確化が図られたことは、外商投資企業、特に投資性公司にとって、朗報と言えるのではないのでしょうか。

『暫定規定』の詳細につきましては、10 ページからの日本語仮訳および 16 ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭、月岡直樹】

(日本語仮訳)

商務部令

2012 年第 8 号

『商務部の外商投資企業に係る持分出資についての暫定規定』

『商務部の外商投資企業に係る持分出資についての暫定規定』は、2012 年 8 月 24 日の商務部第 68 回部務会議の審議を通過した。ここに公布し、2012 年 10 月 22 日より施行する。

部長：陳徳銘

2012 年 9 月 21 日

『商務部の外商投資企業に係る持分出資についての暫定規定』

第1条 外商投資企業に係る持分出資行為を規範化し、投資の利便化水準を向上させ、外国投資家による中国投資を促進するため、中華人民共和国の外商投資に係る法律、『会社法』および関連行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 国内外の投資家（以下、「持分出資者」という）が、それが保有する中国国内企業（以下、「持分企業」という）の持分で出資し、外商投資企業（以下、「投資先企業」という）を設立および変更する行為は、本弁法を適用し、それには以下が含まれる。

- (1) 企業を新設する方式により外商投資企業を設立すること。
- (2) 増資によって非外商投資企業を外商投資企業に変更すること。
- (3) 増資によって外商投資企業の持分に変更を発生させること。

上述の企業とは、中国国内で法に基づき設立された有限責任公司または株式有限公司を指す。

第3条 本規定がいう審査・批准機関とは、中華人民共和国商務部または地方商務主管部門である。投資家が持分出資により外商企業を設立および変更する場合、外商投資に係る審査・批准管理規定に基づき商務部が批准するものを除き、その他は投資先企業の所在省、自治区、直轄市および計画単列市の商務主管部門（以下、「省級審査・批准機関」という）が批准に責任を負う。

第4条 出資に使用する持分は、権利帰属が明白で、権能が完全であり、法に基づき譲渡可能でなければならない。持分企業が外商投資企業である場合、当該企業は法に基づき批准、設立され、外商投資産業政策に合致していなければならない。

以下の状況に属する場合、持分は出資に使用してはならない。

- (1) 持分企業の登録資本が全額払い込まれていない場合。
- (2) 持分がすでに質権設定されている場合。
- (3) 持分がすでに法に基づき凍結されている場合。
- (4) 持分企業の定款（契約）に譲渡してはならないと約定している持分。
- (5) 規定に基づき前年度の外商投資企業合同年度検査に参加していない、または合格していない外商投資企業の持分。
- (6) 不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー（持分）投資企業の持分。
- (7) 法律、行政法規または国务院の決定が、持分譲渡について報告し、批准を受けなければならないと規定しているにもかかわらず、批准を受けていない場合。
- (8) 法律、行政法規または国务院の決定が、譲渡してはならないと規定しているその他の状況。

第5条 持分出資後、投資先企業および持分企業ならびにそれが直接的または間接的に持分を保有している企業は、『外商投資方向指導規定』、『外商投資産業指導目録』およびその他の外商投資関連規定に合致していなければならない。関連規定に合致していない場合、持分出資を申請する前に関連する資産、業務の切り離し、または持分の譲渡を行わなければならない。国内外の投資家は、持分出資の方法により外商投資管理を逃れてはならない。

第6条 出資に使用する持分は、法に基づき設立された国内評価機関による評価を受けなければならない。

第7条 持分出資者と投資先企業の株主またはその他の投資家は、持分評価の基礎のもと、持分価額金額、持分出資金額を協議により確定することができる。

持分価額金額とは、上述の各当事者が持分評価の基礎のもと、共同で認定した出資に使用する持分の取引価格を指し、持分出資金額とは、持分価額において投資先企業の登録資本に算入する部分を指し、持分出資金額は持分評価額を上回ってはならない。

持分価額により投資先企業の増資を引き受ける場合、持分価額金額は合併・買収取引額に算入する。

第8条 投資先企業の株主全体の持分出資金額と、その他の非通貨財産を価額評価して出資する金額との合計は、その登録資本の70%を上回ってはならない。

第9条 投資先企業が有限責任公司である場合、その投資総額は『国家工商管理総局の中外合弁経営企業に係る登録資本と投資総額の比率についての暫定規定』に基づき、持分出資後の投資先企業の登録資本に基づき確定を行う。

第10条 投資家が持分で出資する場合、投資家または投資先企業は、審査・批准機関に申請を提出し、以下の文書を提出しなければならない。

- (1) 持分出資申請書および持分出資協議書。
- (2) 持分出資者が合法的に保有しており出資に使用する持分に係る証明書。
- (3) 持分企業の『企業法人営業許可証』（コピー）。
- (4) 持分企業が外商投資企業である場合、『外商投資企業批准証書』およびコピー、外商投資企業合同年度検査に合格した関連証明を提出すること。
- (5) 評価機関の持分評価報告書。
- (6) 弁護士事務所およびそれが任命・派遣する弁護士が、本規定第4条、第5条の内容について発行する法律意見書。
- (7) 外商投資に係る法律、行政法規および規則に基づき報告・送付すべき外商投資企業の設立または変更に関するその他の文書。
- (8) 法律、行政法規もしくは国务院の決定が、持分企業の株主による持分譲渡について報告し、批准を受けなければならないと規定している場合、関連批准文書を提出すること。
- (9) 審査・批准機関が提出を要求するその他の文書。

第11条 投資先企業の審査・批准機関は、法に基づき批准するか否かを決定しなければならない。批准する場合、審査・批准機関は『外商投資企業批准証書』（備考欄に「持分出資払込未了」の注記あり）の発給、または切替発給を行う。

持分企業が外商投資企業であり、かつ投資先企業と異なる審査・批准機関によって批准されている場合、投資先企業の審査・批准機関は持分企業所在地の省級審査・批准機関に意見を求め、持分企業所在地の省級審査・批准機関は意見聴取書を受領してから20営業日以内に意見を回答しなければならない。期限を超えても回答しない場合、同意したものとみなす。

第12条 持分出資が投資先企業の審査・批准機関の批准を経た後、持分企業が非外商投資企業である場合、持分企業は投資先企業の注記付の『外商投資企業批准証書』を持参して、『外商投資企業による国内投資に関する暫定規定』およびその他の関連規定に基づき、届出または審査・批准手続を行い、出資に使用した持分の所有者を投資先企業に変更する申請を行わなければならない。

第13条 持分出資が投資先企業の審査・批准機関の批准を経た後、持分企業が外商投資企業である場合、

以下の状況に基づき取り扱う。

持分出資後、持分企業の株主に外国投資家（外商投資性公司、外商投資ベンチャー（持分）投資企業、または投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業を含む）が存在する場合、当該持分企業は投資先企業の注記付の『外商投資企業批准証書』を持参して、『外商投資企業に係る投資家の持分変更に関する若干規定』に基づき、相応する権限を有する審査・批准機関に、出資に使用した持分の所有者を投資先企業に変更する申請を行わなければならない。

持分出資後、持分企業の株主に外国投資家（外商投資性公司、外商投資ベンチャー（持分）投資企業、または投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業を含む）が存在しない場合、当該持分企業は投資先企業の注記付の『外商投資企業批准証書』を持参して、『外商投資企業に係る投資家の持分変更に関する若干規定』および『外商投資企業による国内投資に関する暫定規定』に基づき、関連する審査・批准または届出手续を行い、審査・批准機関に対してその『外商投資企業批准証書』の返納または変更を行わなければならない。

第14条 持分企業は上述の変更を完了した後、国家の関連規定に基づき所在地の工商、税務、税関、外貨管理等の関連部門で変更登記手続を行わなければならない。

出資に使用した持分がすでに証券登記決済機関に登録されている場合、持分企業は関連規定に基づき、証券取引所および証券登記決済機関に株式譲渡および名義者変更登記手続を行わなければならない。

第15条 持分企業が上述の変更を完了させた後、投資先企業は下記の書類を持参して審査・批准機関に『外商投資企業批准証書』（備考欄に「持分出資払込済」の文言の注記あり）の切替発給を申請しなければならない。

- (1) 持分企業の持分変更に関する説明書。
- (2) 持分企業の持分変更後の『企業法人営業許可証』およびコピー。
- (3) 法に基づき設立された出資払込審査機関が発行した持分出資払込審査証明書。
- (4) 持分企業が持分変更後も引き続き外商投資企業である場合、変更後の『外商投資企業批准証書』およびコピーも提出すること。
- (5) 持分企業は非外商投資企業であるが、その経営範囲が『外商投資産業指導目録』の制限類の領域に関わる場合、外商投資企業の国内再投資に関する省級審査・批准機関の承認回答書も提出すること。

第16条 国内上場会社の持分出資に関係する場合、国家の証券監督管理、証券取引、証券登記決済等の関連規定に合致していなければならない。

外国投資家が持分企業の持分を対価として国内上場会社による第三者割当増資、または株式の協議譲渡に参加する場合、『外国投資家の上場会社に対する戦略投資に関する管理弁法』も同時に適用しなければならない。商務部が関連規定に基づき原則承認回答書を発行する場合、持分企業は本規定第12条、第13条の規定に基づき、原則承認回答書を持参して持分企業の届出、審査・批准等に係る変更手続を行うことができ、第三者割当増資または株式の協議譲渡に係る手続を行うことができる。取引完了後、上場企業は商務部で『外商投資企業批准証書』を受領し、かつ当該批准証書を持参して工商行政管理部門で変更登記手続を行う。

第17条 持分出資の投資先企業の審査・批准機関は、批准文書の写しを投資先企業所在地の工商、税務、税関、外貨等の部門にそれぞれ送付しなければならない。持分出資者が国内投資家の場合、持分出資者所在地の税務主管部門に写しを送付しなければならない。

第18条 投資先企業の対外債務登記および輸入免税限度額の手続を取り扱うとき、投資先企業の持分出資を控除した部分の登録資本により確定した投資総額に基づき査定する。

第19条 持分出資は、国家の関連する税收管理規定に合致していなければならない。

第20条 持分出資が企業の国有資産権および上場会社の国有持分管理に係る事項に関係する場合、国有資産管理の関連規定を遵守しなければならない。

第21条 出資払込検査機関は出資払込検査証明書を発行するとき、投資先企業所在地の外貨管理部門で出資払込検査の照会確認手続を行わなければならない。

第22条 持分出資が『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての国务院令の通達』の規定する関連状況に関係する場合、外国投資家は関連規定に基づき合併・買収に係る安全審査の申請を提出しなければならない。

持分出資が外国投資家による国内企業の合併・買収の状況に属する場合、本規定を適用するほか、『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』も遵守しなければならない。

第23条 外商投資性会社の持分出資に関係する場合、外商投資による投資性会社設立に関する関連規定に合致していなければならない。

第24条 国内投資家が外商投資企業の持分をもって内資企業に出資する場合、本規定第4条の持分出資条件に関する規定に合致していなければならない。

第25条 外国投資家が国内企業の持分を対価として、その他の投資家が保有する国内企業の持分を交換・取得する場合、本規定の持分出資条件、持分評価等の関連規定を参照しなければならず、『外商投資企業に係る投資家の持分変更に関する若干の規定』、『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』等の規定を遵守しなければならない。

第26条 台湾、香港・マカオ、華僑投資企業による持分出資行為は本規定を参照して管理する。

第27条 本規定は商務部が解釈に責任を負う。

第28条 本規定は2012年10月22日より実施する。

商务部令**2012 年第 8 号****商务部关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定**

《商务部关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定》已经 2012 年 8 月 24 日商务部第 68 次部务会议审议通过，现予公布，自 2012 年 10 月 22 日起施行。

部长：陈德铭

2012 年 9 月 21 日

商务部关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定

第一条 为规范涉及外商投资企业的股权出资行为，提高投资便利化水平，促进外国投资者来华投资，根据中华人民共和国外商投资法律、《公司法》以及相关行政法规的规定，制定本规定。

第二条 境内外投资者（以下统称股权出资人）以其持有的中国境内企业（以下统称股权企业）的股权作为出资，设立及变更外商投资企业（以下统称被投资企业）的行为适用本规定，包括：

- （一）以新设公司形式设立外商投资企业；
- （二）增资使非外商投资企业变更为外商投资企业；
- （三）增资使外商投资企业股权发生变更。

以上所称企业是指在中国境内依法设立的有限责任公司或股份有限公司。

第三条 本规定所称审批机关为中华人民共和国商务部或地方商务主管部门。

投资者以股权出资设立及变更外商投资企业，除按照有关外商投资审批管理规定由商务部批准的之外，其余由被投资企业所在省、自治区、直辖市和计划单列市的商务主管部门（以下简称省级审批机关）负责批准。

第四条 用作出资的股权应当权属清晰、权能完整，依法可以转让；股权企业为外商投资企业的，该企业应依法批准设立，符合外商投资产业政策。

属于以下情形的，股权不得用于出资：

- （一）股权企业的注册资本未缴足；
- （二）股权已被设立质权；
- （三）股权已被依法冻结；

- (四) 股权企业章程（合同）约定不得转让的股权；
- (五) 未按规定参加或未通过上一年度外商投资企业联合年检的外商投资企业的股权；
- (六) 房地产企业、外商投资性公司、外商投资创业（股权）投资企业的股权；
- (七) 法律、行政法规或者国务院决定规定股权转让应当报经批准而未经批准；
- (八) 法律、行政法规或者国务院决定规定不得转让的其他情形。

第五条 股权出资后，被投资企业和股权企业及其直接或间接持股企业应符合《指导外商投资方向规定》、《外商投资产业指导目录》以及其他外商投资相关规定；不符合有关规定的，应在申报股权出资之前剥离相关资产、业务或转让股权。境内外投资者不得以股权出资方式规避外商投资管理。

第六条 用作出资的股权应当经依法设立的境内评估机构评估。

第七条 股权出资人与被投资企业的股东或其他投资者可在股权评估的基础上协商确定股权作价金额、股权出资金额。

股权作价金额是指以上各方在股权评估基础上共同认定的用于出资股权的交易作价，股权出资金额是指股权作价金额中计入被投资企业注册资本的部分，股权出资金额不得高于股权评估值。

对于以股权作价认购被投资企业增资的，股权作价金额计入并购交易额。

第八条 被投资企业全体股东的股权出资金额和以其他非货币财产作价出资金额之和不得高于其注册资本的 70%。

第九条 被投资企业为有限责任公司的，其投资总额应根据《国家工商行政管理局关于中外合资经营企业注册资本与投资总额比例的暂行规定》，按照股权出资后被投资企业的注册资本进行确定。

第十条 投资者以股权出资，应由投资者或被投资企业向审批机关提出申请，提交以下文件：

- (一) 股权出资申请及股权出资协议；
- (二) 股权出资人合法持有用作出资股权的证明；
- (三) 股权企业《企业法人营业执照》（复印件）；
- (四) 股权企业为外商投资企业的，应提交《外商投资企业批准证书》及复印件，通过外商投资企业联合年检的相关证明；
- (五) 评估机构的股权评估报告；

- (六) 律师事务所及其委派的律师就本规定第四条、第五条内容出具的法律意见书；
- (七) 依照外商投资法律、行政法规和规章应当报送的其他关于外商投资企业设立或变更的文件；
- (八) 法律、行政法规或者国务院决定规定股权企业股东转让股权须报经批准的，需提交相关批准文件；
- (九) 审批机关要求提交的其他文件。

第十一条 被投资企业的审批机关依法决定批准或不予批准。予以批准的，由审批机关颁发或换发《外商投资企业批准证书》（在备注栏加注“股权出资未缴付”）。

股权企业为外商投资企业，且与被投资企业分由不同审批机关批准的，被投资企业的审批机关应征求股权企业所在地省级审批机关意见，股权企业所在地省级审批机关应在收到征求意见函后 20 个工作日内回复意见；逾期不答复的，视为同意。

第十二条 股权出资经被投资企业的审批机关批准后，股权企业为非外商投资企业的，股权企业应凭被投资企业加注的《外商投资企业批准证书》，按照《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》及其他有关规定办理备案或审批手续，申请将用作出资的股权的持有人变更为被投资企业。

第十三条 股权出资经被投资企业的审批机关批准后，股权企业为外商投资企业的，按以下情形办理：

股权出资后，若股权企业股东中仍有外国投资者（含外商投资性公司、外商投资创业（股权）投资企业或以投资为主要业务的外商投资合伙企业），该股权企业应凭被投资企业加注的《外商投资企业批准证书》，按照《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》向具有相应权限的审批机关申请将用作出资的股权的持有人变更为被投资企业。

股权出资后，若股权企业股东中无外国投资者（含外商投资性公司、外商投资创业（股权）投资企业或以投资为主要业务的外商投资合伙企业），该股权企业应凭被投资企业加注的《外商投资企业批准证书》，按照《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》和《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》办理有关审批或备案手续，向审批机关缴销或变更其《外商投资企业批准证书》。

第十四条 股权企业在完成上述变更后，应按照国家有关规定向所在地工商、税务、海关、外汇管理等有关部门办理变更登记。

用作出资的股权已在证券登记结算机构登记的，股权企业应当按照有关规定向证券交易所和证券登记结算机构办理股份转让和过户登记手续。

第十五条 股权企业完成上述变更后，被投资企业应凭以下文件向审批机关申请换发《外商投资企业批准证书》（在备注栏加注“股权出资已缴付”字样）。

- （一） 股权企业股权变更的说明；
- （二） 股权企业股权变更后的《企业法人营业执照》及复印件；
- （三） 经依法设立的验资机构出具的股权出资验资证明；
- （四） 股权企业在股权变更后仍为外商投资企业的，还应提交变更后的《外商投资企业批准证书》及复印件；
- （五） 股权企业为非外商投资企业但其经营范围涉及《外商投资产业指导目录》限制类领域的，还应提交省级审批机关关于外商投资企业境内再投资的批复文件。

第十六条 涉及境内上市公司的股权出资应符合国家证券监管、证券交易、证券登记结算等有关规定。

外国投资者以股权企业的股权作为对价参与境内上市公司定向发行或协议转让股份，应同时适用《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》。商务部按照有关规定出具原则批复函，股权企业可按照本规定第十二条、第十三条的规定，凭原则批复函办理股权企业的备案、审批等变更手续，以及办理定向发行或协议转让手续。在交易完成后，上市公司到商务部领取《外商投资企业批准证书》，并凭该批准证书到工商行政管理部门办理变更登记。

第十七条 股权出资被投资企业的审批机关应将批准文件分别抄送被投资企业所在地工商、税务、海关、外汇等部门；股权出资人为境内投资者的，应抄送股权出资人所在地的税务主管部门。

第十八条 在办理被投资企业外债登记和进口免税额度时，应以被投资企业扣除股权出资部分的注册资本所确定的投资总额进行核定。

第十九条 股权出资应当符合国家有关税收管理的规定。

第二十条 股权出资涉及企业国有产权和上市公司国有股权管理事项的，应当遵守国有资产管理的相关规定。

第二十一条 验资机构在出具验资证明时，应向被投资企业所在地外汇管理部门进行验资询证。

第二十二条 股权出资涉及《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》规定的有关情形的，应由外国投资者按照相关规定提出并购安全审查申请。

股权出资属于外国投资者并购境内企业情形的，除适用本规定外，还应遵守《关于外国投资者并购境内企业的规定》。

- 第二十三条** 涉及外商投资性公司的股权出资应符合外商投资举办投资性公司的相关规定。
- 第二十四条** 境内投资者以外商投资企业的股权向内资企业出资的，应符合本规定第四条关于股权出资条件的规定。
- 第二十五条** 外国投资者以境内企业的股权作为对价换取其他投资者持有的境内企业股权，应参照本规定关于股权出资条件、股权评估等有关规定，并遵守《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》、《关于外国投资者并购境内企业的规定》等规定。
- 第二十六条** 涉及台港澳侨投资企业的股权出资行为参照本规定管理。
- 第二十七条** 本规定由商务部负责解释。
- 第二十八条** 本规定自 2012 年 10 月 22 日起实施。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。